

王滝村消防賞じゅつ金等審査委員会に関する規則

（昭和 51 年 7 月 1 日 規則第 64 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、王滝村消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（昭和 46 年王滝村条例第 89 号。以下「条例」という。）第 5 条に規定する王滝村消防賞じゅつ金等審査委員会（以下「審査委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（審査委員会）

第 2 条 審査委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長には収入役を、委員には次に掲げる職にあたるものをもって充てる。

- | | |
|-------------------------|-------|
| (1) 村議会において議員のうちから推薦した者 | 2 名以内 |
| (2) 消防団を代表する者 | 2 " |
| (3) 学識経験を有する者 | 2 " |

2 委員長は、審査委員会に関する事務を掌理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

4 審査委員会は、委員長が招集し、議長となる。

5 審査委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 審査委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

7 審査委員の庶務は、総務課において処理する。

（賞じゅつ金授与審査請求書の提出）

第 3 条 村長は、条例に基づく賞じゅつ金を授与する必要があると認めるときは、賞じゅつ金授与審査請求書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、審査委員会の委員長に提出しなければならない。

(1) 殉職者賞じゅつ金の場合

ア 条例第 2 条に規定する災害による死亡であることを証明する書類

イ 死亡診断書又はこれに替るべき書類

ウ 賞じゅつ金を受けべき者が、条例第 4 条の規定による先順位者であることを証明するにたりる戸籍謄本又は除籍謄本（除籍謄本である場合又は賞じゅつ金を受けべき者が殉職者と戸籍を異にする場合には、その者の戸籍抄本を添えるものとする。）

エ 賞じゅつ金を受けべき者の住民票の写し

オ 賞じゅつ金を受けべき者が婚姻の届出をしていないが殉職者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときはその事実を証明する書類

カ 賞じゅつ金を受けべき者が、配偶者（オに該当する者を含む。）以外の者である

ときは、殉職者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証明する書類

キ 殉職者が遺言で賞じゅつ金を受けべき者を指定したときは、その事実を証明する書類

(2) 障害者賞じゅつ金の場合

ア 条例第 2 条に規定する災害による身体障害であることを証明する書類（様式第 2 号）

イ 医師の診断書

（審査委員会の招集及び審査結果の通知）

第 4 条 審査委員会の委員長は、前条に規定する賞じゅつ金授与審査請求書を受けたときは、速やかに審査委員会を招集して審査を行い、その結果を文書をもって村長に通知するものとする。

（委任）

第 5 条 この規則に定めるものを除くほか、審査委員会に関して必要な事項は、審査委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

賞じゅつ金授与審査請求書

災害を受けた者の職、氏名、生年月日、所属局、課（分団、部）名			賞じゅつ金を受けるべき者の住所、氏名、続柄			
災害発生の原因及びその状況						
功 績 の 程 度						
扶養親族の状況	妻・子	名	父、母その他	名	計	名
賞じゅつ金の授与額	金		円			
添 付 書 類						
<p>上記の賞じゅつ金の授与について審査を請求します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">王滝村長</p> <p>王滝村消防賞じゅつ金審査委員会 委員長 殿</p>						

注 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式第 2 号

災害による〔死亡〕
〔身体障害〕証明書

災害を受けた者の 職、氏名、生年月 日、所属局課（分 団、部）名	
災害発生の原因及 びその状況	
上記の災害による 〔死亡〕 〔身体障害〕であ ることの理由	
上記は王滝村消防賞じゅつ金条例第 2 条に規定する災害による 〔死亡〕 〔身体障害〕であることを証明する 年 月 日 王滝村長 （消防団長）	

注 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。